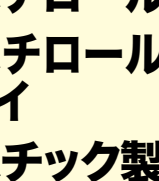
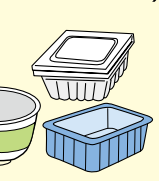
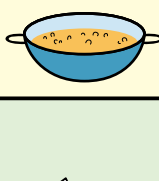
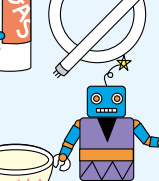
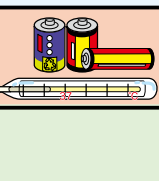


ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意下さい。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」を見てください。

ごみについての お問い合わせ先	本 庁	環境課	☎ 62-1192
	相 生 分 庁	地域振興室	☎ 62-1111
	上那賀支所	地域振興室	☎ 66-0111
	木 沢 支 所	地域振興室	☎ 65-2111
	木 頭 支 所	地域振興室	☎ 68-2311
	那賀町クリーンセンター		☎ 64-0754

収 集 で き る ご み			分けるときの注意事項		出しかた
分けかた(種類・品目) 赤文字は特にご注意下さい					
資源 ごみ	紙 類 	新聞紙(宣伝用チラシ紙は除く) チラシ(宣伝用) 本類(週刊誌・雑誌・まんが・本・書籍)、厚紙、包装紙 ダンボール(厚みの部分に波型の芯が入っているもの) 飲料用紙パック(容量500ml以上の牛乳などの飲料用に限る。ただし、裏面が銀色は除く)	●チラシを混入しないこと ●新聞紙と区別すること ●菓子箱等の厚紙や包装紙は折りたたみ本類と一緒に ●金具、ガムテープ、ビニール等は取り除くこと ●中を水洗いした後、切り開き乾かすこと ●酒類用の裏面が銀色の紙パックは『燃えるごみ』の分類に		それぞれ種類(品目)ごとに ヒモで十文字にしっかりと くくる(収集日が雨天 でも収集業務は行います ので出して下さい。) 1回に50kgまで
	ビン 類 	無色(透明)ビン〔こわれたビンでも色判別ができれば入れること〕 茶色ビン〔こわれたビンでも色判別ができれば入れること〕 その他ビン(黒色、緑色、青色等)	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いする ふた(キャップ)は材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること ●ビンの口部分と下部分の色が違うときは、口部分の色で出すこと ●ふた(キャップ)やガラス、電球、蛍光灯、陶器等は絶対に混ぜないこと、また、殺虫剤、農薬、化粧ビンは必ずゆすいで『燃えないごみ』の分類で出して下さい。 ●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは『燃えるごみ』の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは『産業廃棄物』です。 ●レジ袋の中には何も入れずに丸めておくこと 注意1)キャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は『燃えるごみ』の分類に 注意2)ペットボトルは混入しないこと		それぞれ3種類ごとに町 指定のコンテナ(緑又は 赤色)に入れる 1回に指定コンテナ15個 まで(合計重量50kgまで)
	プラスチック製容器類 	魚函(トロパコ)、緩衝材(機器箱等の) 食用品トレイ(白色、色つき、絵柄つき) カップ類(カップ麺・プリン・ヨーグルト等)〔右のマーク つきの容器に限る〕 プラスチック製容器(卵・豆腐・カレー等) ポリ袋(菓子袋・ラーメン袋・米袋等) レジ袋類(スーパーの袋等)・納豆の容器 ふた(キャップ)類(ペットボトルのふた等) オイルレッシング・サラダ油等の容器 シャンプー・リンスの洗髪用容器 ママレモン等の台所や風呂用洗剤容器 化粧用容器等、洗濯用洗剤容器	●魚函(トロパコ)、緩衝材等の発泡スチロールは、小さくするなどして必ず指定の透明袋(青文字、緑文字どちらでも可)に入れること ●リサイクル(再商品化)するため容器や袋に付着している汚れや内容物(中身)は取り除くこと ●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること ●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物(中身)があるものは『燃えるごみ』の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック(肥料袋等)、製造業者等の事業系プラスチックは『産業廃棄物』です。 ●レジ袋の中には何も入れずに丸めておくこと 注意1)キャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は『燃えるごみ』の分類に 注意2)ペットボトルは混入しないこと		町指定の専用袋(透明で青 文字又は緑文字)に入れる  1回に指定袋15個まで
	ペットボトル 	清涼・果汁飲料(ジュース、 ウーロン茶、スポーツドリンク等) 酒類(酒、焼酎、本みりん) 特定調味料(しょうゆ、麺つゆ等)	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いする ふた(キャップ)は材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること ●ラベルをはがして、はがしたラベルはそれぞれの表示に従い分別して出して下さい		町指定のコンテナ(緑又は 赤色)に入れる 1回に指定コンテナ15個 まで
	缶 類 	容量が1ℓ以下の飲料用及び缶詰用空き缶 (つぶしたりするとスチールとアルミの自動選別ができなくなるのでつぶさないでください)	●中を水洗いすること(汚物などを取り除く) ●ビンのふた(キャップ)等、その他の不燃物は混入しないこと		町指定のコンテナ(緑又は赤色) に入れる 1回に指定コンテナ 15個まで(合計重量50kgまで)
	植物性の 食 用 油 	揚げ物(てんぷら)をした後の食用油や使用期限が過ぎた食用油 機械油は絶対に混入しないこと(収集できません)	●油かす等不純物は取り除いた後、使用済みペットボトルに入れ、こぼれ出さないようフタをしっかりとすること。油の入ったペットボトルのラベルをはがし油性のマジック等で排出者の名前を書いて下さい		『燃えないごみ』収集日に 町指定のコンテナ(緑又は 赤色)の上側に入れる
資源ごみの分類以外の 燃えるごみ 			●上記の『紙類』以外の紙くず(☑マークのついた容器やティッシュなど)台 所ごみ、布切れ、木くず(産業廃棄物は除く)布団、座布団、毛布(指定 の袋に入るもの)汚れのついたプラスチック容器類(弁当箱や発泡スチ ロール等)おむつ(必ず汚物は取り除くこと)、ヒモ類、台所用スポンジ等		町指定の専用袋(家庭用=白、 事業所用=青)に入れる 1回に指定袋15個まで (合計重量50kgまで)
資源ごみや 有害ごみの 分類以外の 燃えないごみ 			●生ごみは『生ごみ処理容器』などで自家処理に努める ●指定の専用袋(白・青)以外の袋や指定袋に入りきれていないごみ は収集できません ●体温計、ボタン電池等は絶対に入れないで下さい		布団類を十字に紐掛けし 処理券を貼る 1回に10枚まで
有 害 ご み 			●空き缶や容器は、中を水洗いするなどして汚物などを取り除くこと ●注射針は絶対に出さないこと ●蛍光灯や電球、ガラス類、陶器類は、無理に割ったりしないこと ●蛍光灯は購入時の紙(ダンボール)箱等に入れること ●ゲームソフト、カセットテープ、ビデオテープ、歯ブラシ、ストロー、 スプーン、ボールペン等小物及び陶器類、ガラス類はお持ちの 透明袋に入れること		町指定の専用袋(透明)に入れ『燃えないごみ』 収集日に町指定コンテナの上側に入れる
大 型 ご み 			●乾電池(ボタン型電池及び充電式電池を除く) 水銀入りの体温計、温度計、水温計		町指定専用袋(透明)に入れ『燃えないごみ』 収集日に町指定コンテナの上側に入れる
今までは大型ごみで出していた物でも燃えないごみで出せる物を設定 しました。(詳しくは『ごみ分別ガイドブック』を見てください) 電気製品や器具、ガス(ガス台等)器具、石油(ストーブ等)器具、 家具及び寝具類、トタン、自転車、娯楽用具やその他生活用具等 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等は、家電4品目になります。			●申込み制です。お住まいの本庁環境課又は各支所地域振興室へ申込みし『大 型ごみ処理券』を購入のこと(申込みは、収集日の前月末日までに) ●指定のコンテナ(赤・緑)より大きい物(はみ出し20cm以上)を『大型ごみ』としています。 ●家電4品目を排出される場合は、家電リサイクル券が必要です。 絶対に分解しないで下さい。		大型ごみの見やすいとこ ろに『大型ごみ処理券』を 貼る 1回に10個まで (合計重量50kgまで)

収集できない
ごみ

劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類(レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等)、塗装業者等の事業系・缶詰、古タイヤ等のゴム類、消火器、バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイヤーロープ、ボタン型・バッテリー型電池、パソコン、産業廃棄物(食品製造業者の食品残さ、建築廃材(家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等)、農業用廃ビニール、医療廃棄物(注射器、注射針等)、大型の農機具



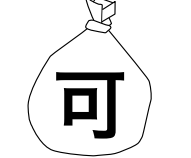
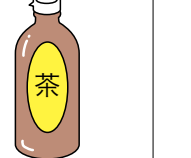
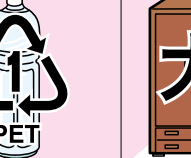
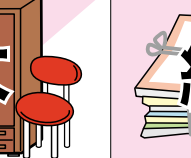
(注意)
事業所から排出される多量の一般廃棄物(産業廃棄物は除く)や一般家庭の大掃除や引越しなどで排出される多量の廃棄物は、**那賀町クリーンセンター**まで直接搬入して下さい。なお、直接搬入するときは、**那賀町クリーンセンター**☎ 64-0754に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい。

令和6年10月から令和7年3月までのごみの収集日は次のとおりです。

ごみは収集日当日の朝8時30分までに出して下さい。(匂いや動物の食害で収集場所近辺の住民に迷惑がかかるので前日からは出さないで下さい。)指定の袋の口をしっかりと結んで出して下さい。

12地区(上那賀地区)

(音谷、桜谷、水崎(南岸除く)、白ヶ谷(白ヶ谷地区の「燃えるごみ」は毎週金曜日のみ収集))

布 団 の 日	燃えるごみの日	燃えないごみの日 (有害ごみの日 廃食用油の日)	缶の日(1ℓ以下) (飲料用・缶詰用に限る)	無色透明ビンの日	茶色ビンの日	その他色ビンの日	プラスチック製容器の日 (発泡スチロール・白色トレイの日)	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙 類 の 日
										
金属のみ有価資源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	金属のみ有価資源	有 価 資 源

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 可	2 紙	3 茶	4 可	5
6	7	8 可	9 可	10 紙	11 可	12
13	14	15 可	16 紙	17 布団	18 可	19
20	21	22 可	23 紙	24 可	25 可	26
27	28	29 可	30 紙	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 可	2
3	4 (休み)	5 可	6 茶	7	8 可	9
10	11	12 可	13 紙	14 紙	15 可	16
17	18	19 可	20 可	21 紙	22 可	23
24	25	26 可	27 紙	28 布団	29 可	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 可	4 茶	5	6 可	7
8	9	10 可	11 紙	12 紙	13 可	14
15	16	17 可	18 可	19 紙	20 可	21
22	23	24 可	25 紙	26 布団	27 可	28
29	30	31 ※				

※12月31日 燃えるごみは午前中に収集します。

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1 (休み)	2 (休み)	3 (休み)	4
5	6	7 可	8 可	9 茶	10 可	11
12	13	14 可	15 紙	16 紙	17 可	18
19	20	21 可	22 紙	23 可	24 可	25
26	27	28 可	29 紙	30 布団	31 可	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 可	5 茶	6	7 可	8
9	10	11 (休み)	12 紙	13 紙	14 可	15
16	17	18 可	19 紙	20 紙	21 可	22
23	24	25 可	26 紙	27 布団	28 可	

3月

日	月	火	水	木	金	土
2	3 可	4 可	5 茶	6	7 可	8
9	10	11 可	12 紙	13 紙	14 可	15
16	17	18 可	19 紙	20 紙	21 可	22
23	24	25 可	26 紙	27 布団	28 可	29
30	31					

ごみを出すときは、上記の『分けかた』や『出しかた』をよくお読み下さい

見やすいところに貼って下さい